

○国立大学法人宮崎大学エネルギー管理規程

〔平成 17 年 3 月 23 日
制 定〕

改正 平成 22 年 12 月 22 日 平成 25 年 3 月 29 日
平成 28 年 3 月 25 日 平成 31 年 3 月 28 日
令和元年 12 月 26 日 令和 3 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 本規程は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネルギー法」という。）及び宮崎大学環境配慮方針に基づき、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）に求められる、エネルギーの使用の合理化及び本法人が講ずべき措置（以下「エネルギー管理」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、本法人の全キャンパス（木花キャンパス、清武キャンパス、船塚キャンパス、花殿キャンパス、住吉フィールド、田野フィールド及び延岡フィールドをいう。以下同じ。）において消費される電力・ガス燃料等、すべてのエネルギー及びその管理業務に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 本規程における用語の定義は、省エネルギー法で定めるところによる。

2 本規程において、「部局等」とは、学部、附属図書館、学内共同教育研究施設、安全衛生保健センター、情報基盤センター及び事務局をいう。

(取組方針)

第 4 条 第 6 条に規定するエネルギー管理統括者は、本法人におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定める。

2 取組方針は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する目標
- (2) 設備の運用、新設及び更新に対する方針

3 前項第 1 号に規定する目標は、国立大学法人宮崎大学における温室効果ガス排出抑制等の実施計画（平成 20 年 7 月 23 日役員会決定）に定めるところによる。

4 取組方針は、エネルギーマネジメントシステムを活用した省エネルギー推進フロー（別図 1）により推進する。

(管理体制等)

第 5 条 本法人におけるエネルギーの使用に関する管理体制は、別図 2 のとおりとする。

2 本法人のエネルギー管理に関する事項については、宮崎大学施設マネジメント委員会において審議する。

(エネルギー管理統括者)

第6条 本法人に、エネルギー管理統括者を置き、宮崎大学施設マネジメント委員会委員長をもって充てる。

2 エネルギー管理統括者は、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 本法人の全キャンパスにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務の実施状況等を把握する。
- (2) 取組方針に従い、現場実務を管理する者に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行う。
- (3) 取組方針の遵守状況及び現場状況並びに現場実務を管理する者からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、役員会等への報告を行う。
- (4) エネルギーの使用の合理化に資する人材（現場実務を管理する者等）を育成する。

(エネルギー管理企画推進者)

第7条 エネルギー管理統括者を補佐するため、本法人にエネルギー管理企画推進者を置き、施設環境部企画管理課長をもって充てる。

2 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理士又はエネルギー管理講習を修了した者でなければならない。

3 エネルギー管理企画推進者は、エネルギー管理統括者とエネルギー管理員の間意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐する。

(エネルギー管理員)

第8条 省エネルギー法に基づくエネルギー管理指定工場（清武キャンパス及び木花キャンパス。以下「指定工場」という。）に、それぞれエネルギー管理員を置く。

2 エネルギー管理員は、本法人の職員でエネルギー管理士又はエネルギー管理講習を修了した者のうちから、エネルギー管理統括者の推薦に基づき、学長が任命する。

3 エネルギー管理員は、指定工場におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他法令等で定める業務を管理する。

(エネルギー管理責任者)

第9条 省エネルギー活動を運営管理するため、部局等にエネルギー管理責任者を置き、部局等の長をもって充てる。

2 エネルギー管理責任者は、部局等内の省エネルギー活動実施計画の作成、実施、変更及び実施結果に係るエネルギー管理統括者への報告を行う。

3 エネルギー管理責任者は、省エネルギー活動に係る連絡調整その他省エネルギー活動を含めた環境対策に関する職務を行う。

(エネルギー管理担当者)

第10条 部局等のエネルギー管理責任者の指導のもと、部局等の省エネルギー活動を推進するた

め、エネルギー管理担当者を置く。

- 2 エネルギー管理担当者は、エネルギー使用状況の把握、分析及び記録を行う。
- 3 エネルギー管理担当者は、省エネルギーの具体的な対策、その他省エネルギー活動を含めた環境対策について必要と思われる事項に関する職務を行う。
- 4 エネルギー管理担当者は、別表1のとおりとする。

(省エネルギー推進リーダー)

第11条 エネルギー管理担当者を補佐するため、部局等に、省エネルギー推進リーダーを置き、部局等の教職員をもって充てる。

- 2 省エネルギー推進リーダーは、省エネルギー推進活動を十分に行える範囲(学科、講座、分野等をいう。)ごとに置き、その数はエネルギー管理担当者が定める。
- 3 省エネルギー推進リーダーは、エネルギー管理担当者の指示を受け、部局等が管理する事業場内の施設等における照明設備、空調設備、昇降機設備等に関するエネルギーの消費について適正な管理並びに省エネルギー推進啓発及び省エネパトロールの実施等、省エネルギー活動の推進を含めた環境対策に関し必要な措置を講ずるものとする。

(職員の義務)

第12条 本法人の教職員は、エネルギー管理統括者がエネルギー管理を行うための指示に従うとともに、エネルギーの使用の合理化及び省エネルギー推進に努めなければならない。

(資金・人材の確保)

第13条 エネルギー管理統括者は、エネルギーの使用の合理化を図るため、宮崎大学インフラ長寿命化計画及び学内経費に関する配分方針等に基づき必要な資金を確保するとともに、エネルギー管理に関する知識を備えた教職員を確保する。

(学生・教職員への周知・教育)

第14条 エネルギー管理統括者は、本法人の学生・教職員に取組方針の周知を図るとともに、省エネルギー推進に関する教育を行う。

(取組方針の遵守状況の確認・評価等)

第15条 エネルギー管理統括者は、取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行う。なお、その評価結果が不十分である場合には、改善の指示を行うものとする。

- 2 エネルギー管理統括者は、学内外に環境報告書を公表することにより、学長のメッセージを通して積極的な取組姿勢を社会に示す。

(取組方針の精査等)

第16条 エネルギー管理統括者は、取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更する。

(文書管理による状況把握)

第17条 エネルギー管理統括者は、管理体制並びに取組方針及びその遵守状況・評価結果に係る書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握する。

(管理標準)

第18条 本学法人におけるエネルギー管理を行うため、エネルギー管理標準を別に定めるものとする。

(事務)

第19条 エネルギー管理に関する事務は、施設環境部企画管理課において処理する。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月22日から施行し、平成22年9月30日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月22日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

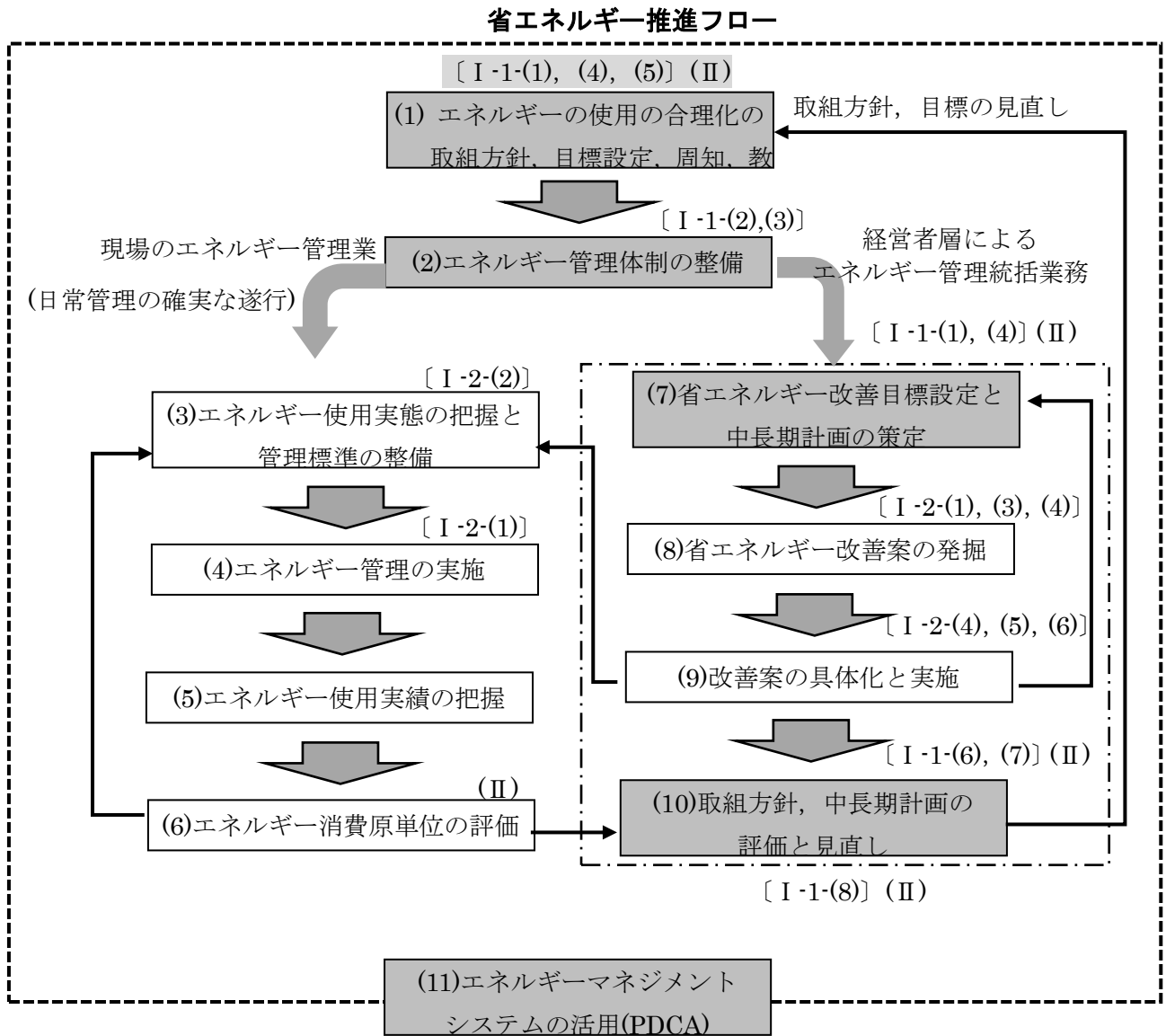
附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別図1 省エネルギー推進フロー（第4条関係）



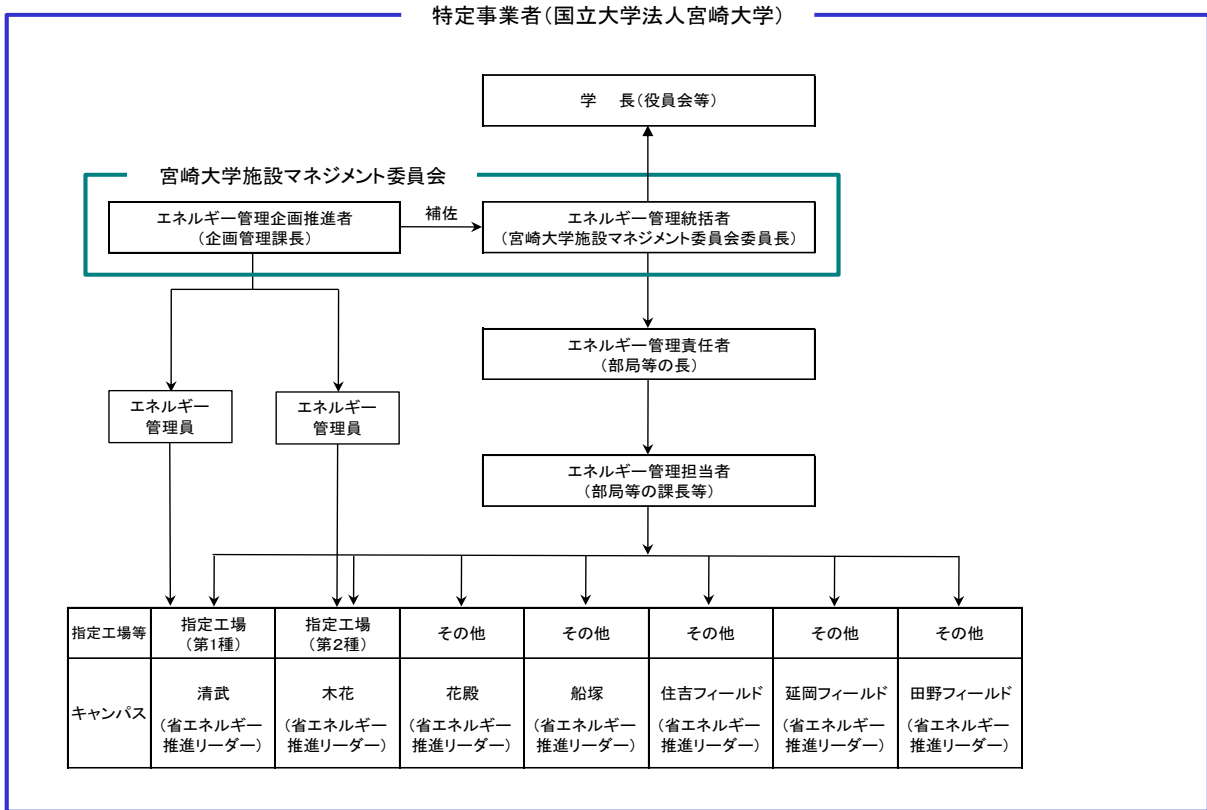
※注記

〔 I-1-(1)～(8) 〕 は工場等判断基準の基準部分 I-1 に該当
 〔 I-2-(1)～(6) 〕 は工場等判断基準の基準部分 I-2 1 に該当
 (II) は工場等判断基準の目標部分の前文に該当

主としてエネルギー管理統括者(管理企画推進者)が行うべき職務

主としてエネルギー管理者、エネルギー管理員が行うべき職務

別図2(第4・5条関係)
管理体制



別表1（第10条関係）

部 局 等	エネルギー管理担当者
教育学部	事務長
医学部	総務課長
工学部	事務長
農学部	事務長
地域資源創成学部	事務長
附属図書館	事務長
産学・地域連携センター	産学・地域連携課長
教育・学生支援センター	教育支援課長
フロンティア科学総合研究センター	研究推進課長
国際連携センター	国際連携課長
産業動物防疫リサーチセンター	農学部事務長
多言語多文化教育研究センター	基礎教育支援課長
安全衛生保健センター	人事課長
情報基盤センター	事務長
事務局	企画管理課長